

(保護者記入)

登園届

石原ここわ保育園 施設長殿

組 氏名

病名

受診日 年 月 日

医療機関名

上記の病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園致します。

年 月 日 保護者名

印

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発症時と投薬開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過
手足口病	手・足・口に水疱・潰瘍が発症した数日間	水疱・潰瘍の影響がなく 普段の食事がとれる
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良い
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便にて一カ月程ウイルスを 保菌している場合あり)	水疱・潰瘍の影響がなく 普段の食事がとれる
マイコプラズマ肺炎	発症時と投薬開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっている
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス)	症状がある間と消失後一週間	嘔吐、下痢等の症状が治まり 普段の食事がとれる
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、 全身状態が良い
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが かさぶたになる
突発性発疹	—	解熱し機嫌と全身状態が良い

保育所は集団で長時間生活を共にする場です。

集団感染や流行をできるかぎり防ぐことはもちろん、子ども達が毎日快適に生活できることが大切です。

上記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけの医師の診断に従い、登園届のご提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

(医師記入)

登園許可証

石原ここわ保育園 施設長殿

組 氏名

病名

受診日 年 月 日

登園可能日 年 月 日

上記の病状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と診断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印

○医師が記入した登園許可証が必要な主な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	発症1日前から発症後3日程度	発症後5日経過し、 かつ解熱後3日経過
百日咳		特有の咳が消失するまで、又は 5日間の適正な服薬治療が終了
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の 4日後まで	解熱後3日経過
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から発症後4日程度	腫れが出現してから5日経過 かつ、全身状態の良好
風しん	発疹出現前7日から 出現後7日間程度	発疹の消失
水痘(みずぼうそう)	発疹出現2日前からカサブタに なるまで	全ての発疹のカサブタ化
髄膜炎 菌性髄膜炎		感染の恐れがなくなるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	症状が出現した数日間	主な症状が消え、2日経過
結核		感染の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111等)	呼吸器から1~2週間程度 便から数か月間排出	症状が治まり、かつ服薬が終了し 2日あけて連続2回の検便によって いずれも陰性が確認
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎		感染の恐れがなくなるまで

保育所は集団で長時間生活を共にする場です。

集団感染や流行をできるかぎり防ぐことはもちろん、子ども達が毎日快適に生活できることが大切です。

上記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけの医師の診断に従い、医師が記入した登園許可証のご提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。